改正後

2022年4月1日現在

改正前

2020年4月1日現在

(略)

第3条 利用申込

2. 利用者の届け出

本サービスの利用を申込む方(以下、「契約者」といいます。)は 本サービスを利用するためには本規定を熟読のうえ内容を十分理解 し、その内容が適用されることに同意したうえで、「おかしん外為ダ イレクト利用申込書 兼 届出事項変更届 兼 基本手数料 兼 外国送金 代り金・送金手数料・信用状手数料引落依頼書」(以下「申込書」と いいます。)にマスターユーザ名等の登録に必要な事項を当金庫へ届 け出るものとします。

(略)

第5条 決済口座

- 1. 決済口座の届出
- (1)契約者は、本サービス申込にあたり、当金庫に「代表口座」、「外国送金決済代り金自動引落口座」、「取引手数料自動引落口座」、「利用手数料自動引落口座」を届け出るものとします。なお、届け出ることが出来る口座は、当金庫本支店における契約者名義の口座とします。
- (2)契約者は、本サービスの利用にあたり、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)および消費税をいただきます。当金庫は届け出た口座から本サービスによる利用手数料の引落しを行う場合、当金庫は各種預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書、当座小切手等の提出を受けることなく引落とすこととします。

(略)

第3条 利用申込

2. 利用者の届け出

本サービスの利用を申込む方(以下、「契約者」といいます。)は本サービスを利用するためには本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることに同意したうえで、「おかしん外為ダイレクト利用申込書 兼 届出事項変更届 兼 (追加) 外国送金代り金・送金手数料・信用状手数料引落依頼書」(以下「申込書」といいます。)にマスターユーザ名等の登録に必要な事項を当金庫へ届け出るものとします。

(略)

第5条 決済口座

- 1. 決済口座の届出
- (1)契約者は、本サービス申込にあたり、当金庫に「代表口座」、「外国送金決済代り金自動引落口座」、「取引手数料自動引落口座」、<u>(追加)</u>を届け出るものとします。なお、届け出ることが出来る口座は、当金庫本支店における契約者名義の口座とします。
- (2)(新設)

(2) 届け出た口座から本サービスによる資金の引落しを行う場合、当金庫は各種預金規定および外貨預金口座規定にかかわらず預金通帳、外貨預金通帳および払戻請求書、外貨普通預金払戻請求書 兼 照合票、当座小切手等の提出を受けることなく引落とすこととします。

以下余白

(3)届け出た口座から本サービスによる資金の引落しを行う場合、当金庫は各種預金規定および外貨預金口座規定にかかわらず預金通帳、外貨預金通帳および払戻請求書、外貨普通預金払戻請求書 兼 照合票、当座小切手等の提出を受けることなく引落とすこととします。

以下余白